

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正について

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成 15 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、熊本市情報公開・個人情報保護審議会の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものとする。

第 2 条各号を次のように改める。

- (1) 諮問庁 次条第 1 号から第 4 号までに規定する諮問をした市の機関をいう。
- (2) 文書等 熊本市情報公開条例（平成 10 年条例第 33 号。以下「情報公開条例」という。）第 2 条第 2 号の文書等で、情報公開条例第 12 条第 1 項の開示等の決定に係るものをいう。
- (3) 保有個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 78 条第 1 項第 4 号に規定する開示決定等、第 94 条第 1 項に規定する訂正決定等若しくは第 102 条第 1 項に規定する利用停止決定等に係る個人情報保護法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報又は熊本市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第 20 条第 5 号アに規定する開示決定等、第 35 条第 1 項に規定する訂正決定等若しくは第 42 条第 1 項に規定する利用停止決定等

に係る議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。

第3条を次のように改める。

(設置)

第3条 次に掲げる事務を行うため、市に、熊本市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 情報公開条例第18条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (4) 熊本市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第 号)第7条又は議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (5) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定による意見聴取に応じ調査審議すること。
- (6) 情報公開制度又は個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、市の機関に建議すること。

第4条第2項中「制度」を「情報公開制度及び個人情報保護制度」に改め、同条第6項を削る。

第7条第1項中「第3条第3項に規定する」を「第3条第5号に掲げる」に改める。

第8条の見出しを「(情報公開条例に基づく開示等の決定等に関する審査請求に係る調査権限)」に改め、同条第1項中「審議会は、」の次に「第3条第1号に規定する審査請求についての審議のために」を加え、「又は個人情報」を削り、同条第3項中「審議会は、」の次に「第1項に規定する審議のために」を加え、「又は個人情報に含まれている情報」を削り、同条第4項中「審議会は、」の次に「第3条第1号に規定する」を加え、「又は鑑定」を「、又は鑑定」に改める。

第9条第1項中「、審査請求人等」の次に「(第3条第1号に規定する審査請求に係る事件に関するものに限る。以下第12条までにおいて同じ。)」を加える。

第11条中「審議会は、」の次に「第3条第1号に規定する審査請求についての審議のために」を加え、「若しくは個人情報」を削る。

第13条中「審議会の」を「第3条第1号に規定する審査請求について審議会が」に改める。

第14条中「審議会は、」の次に「第3条第1号に規定する」を加える。

第17条を第22条とし、第16条を第21条とし、第15条を第20条とし、第14条の次に次の5条を加える。

(個人情報保護法に基づく開示決定等に関する審査請求に係る調査審議の手続)

第15条 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第5章第1節第2款に定めるもののほか、第3条第2号に規定する審査請求についての調査審議の手続については、第8条(第4項を除く。)、第11条、第12条第1項及び第3項並びに第13条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条第1項	文書等	保有個人情報
第8条第3項	文書等に記録されている情報	保有個人情報に含まれている情報
第11条	文書等を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第9条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。	保有個人情報を閲覧させることができる。
第12条第1項	第8条第3項若しくは第4項又は第10条の規定による意見書又は資料	第8条第3項に規定する資料又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第

		76条の規定による主張書面 若しくは資料（以下単に「資料」という。）
	当該意見書又は資料	当該資料
	この項及び次項	この項
第12条第3項	送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせよう	送付をしよう
	送付又は閲覧	送付
	意見書又は資料	資料

（議会個人情報保護条例に基づく開示決定等に関する審査請求に係る調査審議の手続等）

第16条 第3条第3号に規定する審査請求についての調査審議の手続等については、第8条から第14条までの規定を準用する。この場合において、第8条第1項及び第11条の規定中「文書等」とあるのは「保有個人情報」と、第8条第3項の規定中「文書等に記録されている情報」とあるのは「保有個人情報に含まれている情報」と読み替えるものとする。

（個人情報の適正な取扱いに関する諮問に係る調査審議の手続等）

第17条 第3条第4号に規定する諮問についての調査審議の手続等については、第13条及び第14条の規定を準用する。この場合において、第13条の規定中「公開しない。」とあるのは「公開しない。ただし、審議会が必要があると認めるときは、この限りでない。」と、第14条の規定中「答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の」とあるのは「答申の」と読み替えるものとする。

（特定個人情報保護評価に関する意見聴取に係る調査審議の手続等）

第18条 第3条第5号に規定する意見聴取についての調査審議の手続については、第13条の規定を準用する。

2 審議会は、第3条第5号に規定する意見聴取への回答をしたときは、その内容を公表するものとする。

（情報公開制度又は個人情報保護制度に関する建議に係る調査審議の手続等）

第19条 第3条第6号に規定する建議についての調査審議の手続については、第13条の規定を準用する。この場合において、第13条の規定中「公開しない。」

とあるのは、「公開しない。ただし、審議会が必要があると認めるときは、この限りでない。」と読み替えるものとする。

- 2 審議会は、第3条第6号に規定する建議をしたときは、その内容を公表するものとする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にされた個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第 号）第1条の規定による廃止前の熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）の規定による開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に係る熊本市情報公開・個人情報保護審議会の調査審議等については、なお従前の例による。

#### （提出理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正等に伴い、熊本市情報公開・個人情報保護審議会の所掌事務等に関する規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。